

令和2年第1回  
島尻消防組合2月定例議会

議事録

令和2年2月27日(木)

令和2年第1回 島尻消防組合 2月定例議会				1日目
招集月日	令和2年2月27日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後11時27分	議長	本村 繁
出席(応招)第1回 定例議会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員	2番 宮平 憲二			
議事録署名議員		3番 米増 雄二	4番 仲間 光枝	
職務の為議場に出席した者		書記 仲村 常司		
地方自治法121 条により説明の為 議場に出席した者 の職、氏名	管理者	瑞慶覧 長敏	予防課長	城間 功
	副管理者	新垣 安弘	第一警備課長	新垣 聡
	消防長	屋比久 学	第二警備課長	新城 安照
	次長兼署長	比嘉 典夫	第三警備課長	新里 昇昭
	総務課長	當銘 直之		
	会計管理者 兼会計課長	島袋 清正		
	警防課長	平安名 勲		

## 令和 2 年 第 1 回島尻消防組合 2 月定例会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	二月二十七日 (木)	本会議	10時	第1.会議録署名議員の指名について 第2.会期の決定について 第3.管理者運営方針について 第4.島尻消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第5.島尻消防組合の管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 第6.令和元年度島尻消防組合歳入歳出一般会計補正予算(第3号)について 第7.令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について 第8.一般質問

会 期 令和 2 年 2 月 27 日(木) 1 日間

## 令和 2 年 第 1 回島尻消防組合 2 月定例会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第 1		会議録署名議員の指名について	
第 2		会期の決定について	
第 3		管理者運営方針について	
第 4	議案第 1 号	島尻消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第 5	議案第 2 号	島尻消防組合の管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第 6	議案第 3 号	令和元年度島尻消防組合歳入歳出一般会計補正予算(第3号)について	
第 7	議案第 4 号	令和 2 年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について	
第 8		一般質問	

## 令和2年第1回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和2年第1回島尻消防組合2月定例会を開会したいと思います。

諸般の報告を行います。管理者より島尻消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その他3件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は3番米増雄二議員、4番仲間光枝議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は2月27日の1日間と決定しました。

日程第三、管理者運営方針であります。管理者の報告を求めます。

管理者（瑞慶覧長敏）

令和2年2月の定例会、管理者運営方針を述べたいと思います。

方針の前に少しだけ昨年、当島尻消防組合本部の職員等の問題で沖縄県人事委員会におかれましても様々なことがマスコミの方でも取り上げられました。その件で住民の皆様には、本当にご心配をおかけしたことをこの場をもちまして陳謝いたします。

その件に関しては第三者委員会を立ち上げまして、しっかりと経緯を見てもらうという方向にしておりますので、早めの第三者委員会の立ち上げに向けていま鋭意努力をしているところでございます。

それでは、令和2年管理者運営方針を述べさせていただきます。

令和2年 管理者運営方針

島尻消防組合

本日、令和2年第1回、島尻消防組合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公務多忙の中ご出席を賜りありがとうございます。

今定例会は、令和2年最初の議会でありますので、消防運営方針、及び議案内容を説明致します。

### ・消防体制について

当組合は昭和50年10月に発足しまして、今年で45年目を迎え節目の年となっております。当組合の今日の発展は、組合関係各位の皆様の深いご理解とご協力の賜物だと心から感謝申し上げます。

令和2年2月現在、島尻消防組合の管轄人口76,835人、世帯数は30,383世帯となっており、どちらも前年対比で102%の1438人、567世帯の増加となります。今後も更なる人口の増加が予想されるため、より一層の消防組織力の充実強化を目指し、近年、複雑多様化する災

害に迅速に対応するため、防災拠点としての機能を充実させるとともに、各種関係機関との連携を図り、今後とも住民の安心・安全のため、当組合の管理者として八重瀬町長の新垣安弘副管理者共々、南城市、八重瀬町の消防行政に尽力する所存であります。

さて、皆様ご存じのとおり、昨年12月以降、中国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生について報告があり、多数の犠牲者が出ております。

今月に入り全国各地で発生報告が相次ぎ、沖縄県内でも数名の発症者が確認されました。島尻消防管内も多くの観光地を抱えていることから、感染拡大を防ぐべく構成市町と共に対策を講じていきたいと考えます。当消防組合としましては職員の業務内外での感染防止の徹底は基より、管内医療施設、南部保健所と情報共有、連絡体制を密にして対応していく所存でございます。

次に令和2年度の主要施策の概要について申し述べたいと思います。

平成30年度に設置された「島尻消防組合消防庁舎建設検討委員会」は、約1年2ヶ月、全7回にわたり委員会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、無事に答申も終了し、移転新築候補地の地権者からも前向きな回答をいただき、土地購入も詰め段階に入りました。令和4年度の新庁舎供用開始に向け、着実に業務を遂行し南城市、八重瀬町の住民の安心、安全と生命、身体及び財産を守ることを第一に多種多様な災害時の緊急事態に備えた災害活動拠点施設となるよう取り組んでいきたいと考えております。消防車両につきましては、今年度、総務省補助事業で更新いたしました高規格救急車の配備、運用開始となり、更に、今年度は具志頭出張所の高規格救急車の代替購入も予定しております。

又、昨年は首里城火災での県内消防相互応援協定による出動もあり、近隣消防本部との相互応援体制の必要性を強く実感した事案となりました。更には全国的にも自然災害が多発し、緊急消防援助隊においても、消防力が十二分に発揮できるようこれまで以上に体制の充実強化を図り、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練及び県内の各防災訓練への積極的な参加にも努め各種災害対応力強化に繋げていきたいと考えております。

国は全国的に消防広域化の進捗状況が十分とは言えない状況にあったことから、平成30年に「市町村の消防の広域化に関する基本方針」を一部改正し、広域化推進期限を令和6年4月1日まで延長しました。

それに伴い、各都道府県は平成30年度中に現行の広域化推進計画の再策定が求められ、沖縄県はこれまでの経緯を踏まえ、議論を再開するためには、まず、消防広域化の具体的なメリットを明らかにする必要があると考え、「一般財団法人 消防防災科学センター」が調査委託し消防の広域化及び連携・協力に係る調査を実施し、現状の消防力の分析や広域化パターンのシミュレーションを行い検証いたしました。

また、本調査と併行して、沖縄県消防広域化推進計画検討委員会を立ち上げ、本調査結果をもとに、県1ブロックにとらわれず、近隣または圏域をベースとした段階的な広域化や業務の連携・協力などを想定し、市町村との協議を経た上で、今年度末をめどに推進計画の再策定が行われる見込みとなっております。当消防組合は消防広域化することで消防力強化に繋がり、住民へのサービス

向上が期待される環境下となれるよう構成市町と議論を重ね検討していきたいと考えております。

それでは、今定例会の議事案件について、報告いたします。

本定例会は付議事件4件ございます。

議案第1号「島尻消防組合職員に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に基づき、島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部改正及び第14条、第15条中の字句の修正であります。

議案第2号「島尻消防組合の管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、嘱託職員の廃止による条例改正であります。

議案第3号「令和元年度補正予算（第3号）」であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ389千円（38万9千円）を増額しまして、総額1,089,694千円（10億8,969万4千円）となっております。主な要因として、歳入では消火栓移設費の増額、非常備消防関連補助事業の購入金額の減額に伴う国庫補助金の減額。歳出では人件費や消防大学校派遣取り消しに伴う県外旅費及び負担金の減額となっております。

議案第4号「令和2年度島尻消防組合一般会計予算」は歳入歳出それぞれ1,084,641千円（10億8,464万1千円）計上しております。

前年比より23,819千円（2,381万9千円）の増額となります。

主な要因は、採用職員の人件費や防火服の更新に伴う貸与品の増額。

新規としてはパソコンセキュリティー料や顧問弁護士及び産業医の委託料、具志頭庁舎土地購入費の増があり、防衛省補助事業を活用した高規格救急車の購入事業もあります。

以上、当組合の運営方針および今定例会の内容について述べましたが、今定例会の開催にあたり、日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしく御願ひ申し上げます。

令和2年2月27日

島尻消防組合

管理者 瑞慶覧長敏

議長（本村 繁）

これで管理者運営方針を終わります。

日程第四、議案第1号「島尻消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第1号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和50年10月21日条例第1号）を別紙のとおり改正する。

提案理由、人事院勧告に基づき、島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部改正及び第14条、第15条中の字句の修正をする必要がある為でございます。

別紙、新旧対照表及び資料をご参照し、ご審議の上、お願い申し上げます。以上です。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第1号「島尻消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第2号「島尻消防組合の管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第2号「島尻消防組合の管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合の管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和50年10月21日条例第2号）を別紙のとおり改正する。

提案理由、嘱託員の廃止による条例の一部改正をする必要がある為でございます。

別紙、新旧対照表を参照の上、ご審議をお願い申し上げます。以上です。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間光枝）

おはようございます。先だつての全員協議会と、先程始まる前の當銘課長からの説明で大方は理解をしておりますが、最後に少し漏れていた部分の確認をさせて下さい。

全協の中では、今回、第三者委員会を設置されることで、報酬として最初あげていたものが、これが報償費として扱えるということで取り下げになって、今回は1件だけの削除ということでありますけれども、この第三者委員会という常設ではない特別に設置される委員会等につきましては、条例の中でこういうふうに分けなさいという取り決めがあるということで理解はしますが、例えば今回、提示された金額より増減する場合、私たちはこれというふうに分けて最初報告を受けていますよね。これ以外に金額が変わった場合に議員への報告とかというのはあるのでしょうか。

条例で示していれば、それを基本にやるというふうには理解できますけど、それが無い場合には私たちはそれを確認する方法というのはどういうふうに分ければいいのか。報告があるのか、ないのかだけお願いします。

総務課長（當銘直之）

ただいまの質問にお答えします。報告するという事はなくて、消防の予算の範囲内で報償費として払える金額を支払うということになります。その後いくら払いましたということで報告はさせ

ていただきたいと思えます。以上です。

4番（仲間光枝）

わかりました。予算の範囲内で適正な金額を支払っていくということの理解でよろしいですか。わかりました。

議長（本村 繁）

他に質疑ありますでしょうか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第2号「島尻消防組合の管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第3号「令和元年度島尻消防組合歳入歳出一般会計補正予算（第3号）について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第3号「令和元年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」。

令和元年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

それでは1ページをお願い致します。令和元年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,969万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細については、事項別明細書で説明致します。

歳入から説明したいと思います。6ページをお願い致します。1款1項2目市町特別負担金、補正額59万4,000円の増、消火栓移設負担金でございます。

7ページをお願い致します。3款1項1目国庫補助金、補正額20万5,000円の減、消防団のチェーンソー及びエンジンカッター備品購入費減に伴う補助減額でございます。

次に歳出にいききたいと思います。8ページをお願い致します。2款1項3目財政管理費、補正額213万6,000円の増、補正による剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

9ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額211万7,000円の減、2節給料、3節職員手当等の増はあるものの、主な要因として4節共済費の実績見込みによる減額、12節役務費、昨年9月1日に宮古島市で開催された沖縄県総合防災訓練において水



槽付消防ポンプ自動車を自衛隊輸送艦で輸送したことによる運搬費の減額。13節委託料、財務諸表作成委託料の入札減及び14節使用料及び賃借料、水難資機材リースの減でございます。

2目非常備消防費、補正額60万8,000円の減、18節備品購入費、消防団のチェーンソー及びエンジンカッター備品購入費減に伴うものでございます。

3目消防施設費、補正額97万8,000円の増、主な要因として13節委託料、具志頭庁舎移転予定地の立木、農業補償等の調査委託費及び歳入の6ページ、市町特別負担金に関連しておりますが、19節八重瀬町の消火栓移設負担金でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方は、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第3号「令和元年度島尻消防組合歳入歳出一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第4号「令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第4号「令和2年度島尻消防組合一般会計予算について」。

令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

それでは1ページをお願い致します。令和2年度島尻消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,464万1,000円と定める。これは前年度と比較して2,381万9,000円の増となっております。

主な理由と致しまして、具志頭庁舎土地取得費による増でございます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為につきましては、「第2表債務負担行為」によるものであります。

地方債につきましては、「第3表地方債」によるものであります。

一時借入金につきましては、借入の最高額は1億円と定めております。

それでは債務負担行為及び地方債について説明を申し上げます。4ページをお願い致しま

す。第2表債務負担行為でございます。パソコンリース料、令和6年度までの期間となっており、限度額が1,338万3,000円でございます。電算システム機器使用料が令和5年度までの期間となっており、限度額が1,395万2,000円でございます。

5ページをお願いいたします。第3表地方債、借入の限度額は高規格救急自動車購入1,800万円及び具志頭庁舎土地購入費2,250万円の合計4,050万円でございます。

歳入歳出の内容については、事項別明細書で説明したいと思います。

8ページをお願い致します。1款1項1目市町負担金10億513万1,000円を計上しております。2目市町特別負担金945万6,000円を計上しております。

9ページをお願い致します。2款1項1目総務使用料56万4,000円増の110万4,000円を計上しております。

11ページをお願い致します。3款1項1目国庫補助金、高規格救急自動車更新購入の防衛省補助金1,975万8,000円を計上しております。

15ページをお願い致します。6款1項1目基金繰入金、本部庁舎設備工事、佐敷出張所資機材搬送車両更新の財政調整基金393万7,000円及び消防指令センター減債基金150万円の合計543万7,000円を計上しております。

16ページをお願いいたします。7款1項1目繰越金、前年度同額の200万円を計上しております。

17ページをお願い致します。8款1項1目諸収入114万2,000円を計上しております。

18ページをお願い致します。9款1項1目消防債、先程5ページ、第3表地方債で説明致しました高規格救急自動車更新購入起債1,800万円及び具志頭庁舎土地購入費起債2,250万円の合計4,050万円を計上しております。

次に歳出にいきたいと思います。19ページをお願い致します。1款1項1目議会費65万3,000円増額の176万7,000円を計上しております。増額の理由といたしまして、消防広域化先進地域議員研修県外旅費でございます。

20ページをお願い致します。2款1項1目一般管理費44万円4,000円を計上しております。

21ページをお願い致します。2款2項1目監査委員費6万3,000円減額の41万3,000円を計上しております。監査委員研修県外旅費の減となっております。

22ページをお願い致します。3款1項1目消防費86万6,000円減の8億8,633万1,000円を計上しております。主な減額の理由といたしまして、3節職員手当等の退職手当負担金の人件費減によるものでございます。

27ページをお願い致します。2目非常備消防費212万円の減、619万8,000円を計上しております。主な減額の理由といたしまして、備品購入費減及び2年に一度の消防団消防操法大会開催年でないことにより、費用弁償の減によるものでございます。

同じく27ページ、3目消防施設費253万円の減、5,733万4,000円を計上しております。主な減額の理由といたしまして、17節備品購入費、令和元年度購入車輛と令和2年度購入予定の高規格救急自動車の差額減によるものでございます。

なお、今回の車両は防衛省の補助事業を活用し、更新するものであります。

29ページをお願い致します。5款1項1目元金9,737万1,000円を計上しております。2目利子209万1,000円を計上しております。

32ページをお願い致します。6款1項1目土地取得費、具志頭庁舎移転土地購入費3,000万円を計上しております。

33ページをお願い致します。7款1項1目予備費300万円を計上しております。

34ページから43ページが債務負担行為に関する調書、給与に関する調書及び地方債に関する調書を添付してございます。ご参照いただき、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方。

1番（新里 嘉）

今回、管理者からも冒頭にありましたけれども、具志頭庁舎移転土地購入費ということで3,000万円が計上されておりますが、これに関しては各議員が前年度の定例会等でもスケジュール等を聞いていたんですけれども、令和4年移転して開所予定ですけれども、細かいタイムスケジュール等がいまわかっている範囲で構いませんので、改めてお聞かせ下さい。

次長兼署長（比嘉典夫）

ただいまの新里議員の質問にお答えします。現在、土地は殆ど決定しているんですが、まだ正式契約はしておりません。4月以降に予定はしております。

今後は財政をどれにするかということで、補助メニューがないので、八重瀬町、南城市の財政課と話を詰めて今後決めていくということで、少しでも完成予定の庁舎供用開始が令和4年の12月にずれ込むというような感じになっております。

今後は4月に入って財政をどれにするか、起債等とか、リース式だとか、いろいろありますので、それを詰めていま話し合いをしております。以上です。

1番（新里 嘉）

有難うございます。今回、土地の方も決まったということで、これから正式契約ということでしたけれども、やはり建物を建設するにあたって、なかなか補助メニューの方がまだ決まってないということもありますので、そちらの方はやはり令和4年12月に向けてしっかり取り組んでいることは理解しますけれども、やはり今後もしっかり業者を含め協力しながら目標年度に向けてずれ込まないよう努力していただきたいと思っております。

4番（仲間光枝）

予算案についても先日の全員協議会の中で細かくやり取りをしながら理解をしております

ので、承認妥当だというふうに思っておりますが、せっかくなのでちょっとお願いがあるので言っておきたいと思うのは、先程、管理者の方からも広域化の話が述べられていました。

當銘課長の方から先日の説明の中で、沖縄県で議論が始まったよということを聞いて、本当に嬉しく思っているんですが、やはり超高齢化社会、そして災害の頻発とか、増大化を考えると、一つの消防では抱えきれない時代が来ているのかなというふうに実際思っています。

また、一つの消防で持てる消防車、救急車というのは限られてくるじゃないですか。やはり協定を組んでいると、即応性という点ではやはり広域化というのは時代の求めるものなのかなというふうに思っています。私もすごくこの広域化については関心があって、もし可能でありましたら、そういった例えば委員会なり、話し合いの場が傍聴できるものであれば、それは議員にもお声かけいただいて勉強させてほしいなというふうに思っています。

というのも今回、議長からもよく言われていた議員研修を復活しました。聞きますところ、この広域化の先進地である奈良県へということなので、そこでもしっかりと勉強したいと思っておりますが、そこへ行ったからといって、行ったっきりではなかなか身になりませんので、ぜひ今後、沖縄県とか、そういった広域化についてのそういった場所があるならば、我々消防議員にも声をかけていただきたいんだというふうに思っています。

この予算案については、中身についてもちゃんと精査しました結果、承認妥当というふうに思っております。以上です。

総務課長（當銘直之）

ただいま沖縄県の防災危機管理課の方が中心となりまして広域化を進めております。いまままで2回会議がありまして、たぶん令和2年度に入っても数回行われると思いますので、その際、議員の皆様方が傍聴できるようであれば案内をしていきたいと思っております。以上です。

議長（本村 繁）

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第4号「令和2年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。原案のとおり可決されました。

日程第八、これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思っております。

尚、本日の質問者については、各議員の発言はそれぞれ20分以内と致します。最初の質問者、1番新里議員。

1番（新里 嘉）

改めまして、おはようございます。早速ではありますが、一般質問の方をさせていただきますと思います。

質問事項の大きな1点目、大人救急電話「#7119」について。「#8000」小児救

急電話相談は全国的にも普及しておりますが、「#7119」は沖縄県では導入されておられません。全国的にも50%未満の普及率しかないのが現状であります。この「#7119」救急安心センターの救命救急システムを導入活用すれば、初期対応が可能となり119番通報（救急要請）の抑制にも繋がる事が期待されます。当組合の考えと沖縄県の導入についての情報等があればお聞かせ下さい。

質問事項、大きな2点目、定員適正化について。当組合は、昨年6月に「島尻消防組合定員適正化計画」（令和元年度～令和4年度）を作成し、定員適正化人員確保に向け取り組んでいる最中だと認識しますが、目標達成には構成市町の協力無くしては不可能であります。

右肩上がりで人口増が続いている両市・町の首長として正・副管理者の所見を伺います。以上、2点よろしくお願ひ致します。

総務課長（當銘直之）

新里議員の質問その1. 大人救急電話（#7119）について、お答えさせていただきます。現在、昨年度より沖縄県消防長会の方でも議題にあがっておりまして、この#7119をどこが主導してやるのか、消防なのか、県の関係部局なのかということで議論がなされているんですが、それがまだ決定されていないということです。そこでまた消防なり、県の部局が主導した場合、今度はまた看護師、医師を常駐してやるのか、県外が今利用していますコールセンターみたいな形で運用所に依頼するのかという議題があがっておりますが、全然進んでない状況であります。

ちなみに県の話によりますと、構成市町の方には予算化としていまおろしているということなんですが、各財政の方に確認したところ、そういった話は聞いてないということで回答を受けておりまして、まだ導入に向けてはちょっと時間がかかるのかなという感じです。以上です。

1番（新里 嘉）

現状として、話し合いは現在行われているんですけども、中身、具体的にどこが受け皿になるのかという点でちょっと前に進んでないのか、停滞しているのかなといういま理解をしましたけれども、やはり全国的にも50%未満というのは、どうしても大きな大都市、例えば札幌、横浜とかは単一ですので、そこで対応しているんですけども、例えば沖縄県でもそうなんですけれども、やはりまだ統一されていないという中では消防が受け皿になるのは、なかなか厳しい面があるのかなと、やはり個人的には行政として、沖縄県としてとりまとめてほしいなということがありますので、その点に関しては話し合いの中でもしっかりお伝え願えればなというふうに思うんですけども、今後こういった話し合いは定期的に行われるかどうかという点をお聞かせ下さい。

総務課長（當銘直之）

令和元年度につきましては、こういった会議が持たれてませんでした。令和2年度には数回行われる予定であると考えております。以上です。

1 番（新里 嘉）

令和元年度は持たれてなかったということでもあります。その中で先程から話があるように、これは消防ではなくて県の方で主導してほしいなと思うんですけれども、それに関して両正副管理者として、ぜひこれまた違う場でそういった話し合いという場がもしかするとあるかもしれません。逆にそういったときには発信していただきたいなと思っておりますけれども、その辺、管理者、副管理者としてお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

管理者（瑞慶覧長敏）

ただいまの新里嘉議員の＃7119導入について、県の方との話し合いの機会等、発言の機会があれば私の方からも情報を収集したりとか、こちらの意見も言ったりとかというふうに努めていきたいと思っております。

1 番（新里 嘉）

これに関しては質問事項にも書いてありますけれども、救急要請の抑制にも多少なりともつながるのではないかというふうに思っています。

また、もう一つは、やはり沖縄県も観光立県であります。そのときに観光客が突然の体調不良とか、発熱があったときは、こういったシステムがあればどういった対応をしているのかということも含めて安心して観光客の方にも発信できるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひこれは沖縄県あげてしっかりシステム導入に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っていますので、管理者を含めて、副管理者にも働きかけをお願いしたいなと思っております。これに関しては要望として締めさせていただきますと思います。

続いて大きな2点目、定員適正化についてお願いします。

管理者（瑞慶覧長敏）

新里議員の2点目の質問、定員適正化についてお答えいたします。近年、構成市町の人口が増加し、それに伴い救急出動等の件数も増えてきております。当組合としましても住民の生命、財産を守るためにも消防職員定員適正化に向けて、現在、職員充足率73%を全国平均の77.4%へ持っていくために構成市町財政課と調整しながら定員適正化に努めていきたいと考えております。

1 番（新里 嘉）

それでは2点目の再質問をさせていただきます。管理者も冒頭の所信表明でありましたけれども、やはり両市町102%の前年度に比べて人口も増しているということで、さらにまだまだこの何年かは人口増が続くものと予想がされております。その中で先程もちよっと次年度の質問の方でもさせていただきました。具志頭出張所の方が令和4年12月に向けていま取り組んでいるというお話ですけれども、その中で改めて確認ですけれども、既存の具志頭出張所のキャパと比べて、規模的にどれぐらいになるのか、おおよそで構いませんので、その辺をお聞かせ下さい。

次長兼署長（比嘉典夫）

ただいまの質問にお答えします。現在、具志頭出張所は土地の大きさが2,000平米、新しく建て替えするところは2,700平米、土地としては大きくなって、現在勤務している当直勤務が6名です。今後9名までは収容できる仮眠室等を用意して地域のために、人口増加の救急を行っていくための対策をしております。以上です。

1番（新里 嘉）

キャパ的にも、人間的にも新しい具志頭出張所は大きくなって人数も増えるということを見込んでいま取り組んでいるということでもあります。その中でこの適正化計画、私も見させていただきましたが、今年度、令和元年から4年度まで、いま次長からもありましたけれども、具志頭出張所の方がいま6名の体制でやっている。これが3班ありますので、実際には9名の増をいまお願いしているということで、これをもし達成するのであれば、令和4年ですから、次年度、令和2年、私の情報では新たな増員に向けての確保はなされていないということですので、令和3年、4年で9名というのは実質的にかなり厳しい数字ではないかなというふうに認識しているんですけども、やはり適正化に向けて計画なされております。この3年、4年のこの2年間で9名増に向けてしっかり取り組んでいくという意気込みというか、決意、これは副管理者、八重瀬の方も人口増、また、救急の要請も増えているということですので、それに向けて所見をお聞かせ下さい。

○副管理者（新垣安弘）

先程管理者からの答弁もありましたけれども、確かに八重瀬町、特に具志頭出張所周辺も人口が増加しておりますし、そういう点では人員増は避けられないことだと思っております。令和2年度に関しては対応はできなかったんですが、極力、財政ともしっかり調整をしながら目標に向けて、その次の年度からしっかり対応できればなというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番（新里 嘉）

本当に9名増というのはかなり厳しい数字だと思うんですけども、それに近づけるような最大限の努力をしていただいて、これに関しては南城市民、八重瀬町民も本当に理解いただけたと思いますので、その辺は両市町、財政的にも厳しいところもあると思うんですけども、しっかりこれを調整していただいて、適正化に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

また、もう1点、言わせていただければ、3年、4年に増員したからといって、この隊員はすぐ現場には入れませんので、どうしても1年間学校で学ばなければいけないということもあります。そう考えるとやはり早めに取り組んでいかなければ、具志頭出張所が開所するときには人員が不足するという事態がこのままだと起こりかねないので、ぜひこの辺は最大限にご尽力をしていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思えます。私の一般質問は以上です。

議長（本村 繁）

これで新里議員の一般質問を終わります。

次、仲間議員の一般質問を許します。

#### 4番（仲間光枝）

ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ。先程管理者の方からもありましたけれども、いま新型コロナが心配なんですけれども、沖縄ではまだ学校の休校とかありませんけれども、イベントの中止、延期は本当に続いております。私は先週聞いてすぐスーパーに走って行ったんですが、そのときにはまだ売り場にいっぱいあったあおさ、これがウイルスの増殖抑制効果があるというふうに新聞、そしてネット、テレビ、ラジオで報道された途端に、いまスーパー行ったらあおさが消えているそうですよ。とにかくみんないま敏感になっていると思います。でもやっぱり必要以上に怖がらないでというふうに言われていますので、とにかくいつも以上に手洗いが大事と言っていますので、手洗いを励行して、栄養、休養、体を冷やさないなど気をつけていきましょう。私も60歳になりましたけれども、これまでインフルエンザ、大流行のとき、そして家族がインフルエンザになったときも移ってませんので、新型コロナウイルスにも移らないという自信があります。頑張っていくましよう。

それでは通告に従いまして質問してまいります。今回は2点通告しております。まず1点目、職員と議員の意見交換会（定期開催）についてです。昨年11月の人事委員会審判を受け、管理者から「第三者委員会設置」を指示され、現在は委員の人選にあたっているとの説明を受けました。ただ、第三者委員会は常設でもなく、問題が起こった場合の調査が主な目的、新聞には「縦社会」「消防組合」という構造の特徴も自浄作用を妨げたとの指摘を受けました。今後、同様な事が起こらないような仕組み、対策づくりは必須であり、それがなければ何も学ばず仕舞いとの評価は免れません。また、今回の件では議会としての役目を果たせているとは言えず、私たち議員もまた反省し、共に行動する必要があると思っています。

そこで、普段直接交流する事のない若手の現場職員と議員との意見交換会を定期化し、組織が抱える様々な課題について共有する機会を早急に作ることを提案いたします。

本提案について、管理者、副管理者、消防長のご所見を伺います。

2点目、議会議事録のホームページ公開について、市民、町民の知る権利として、消防議会議事録の積極的開示は当然求められる事です。現在、ホームページ上で公開していない理由と、今後公開する予定があるのかについて伺います。以上、2点よろしくお願いたします。

#### 議長（本村 繁）

この質問については管理者からまずお願いただけますでしょうか。総務課長。

#### 総務課長（當銘直之）

いまの意見交換会の定期開催についてなんです、消防職員と組合議員の皆様と意見交換会は可能だとは思いますが、その中で議題として出たものをどのように今後対応していくか、そのような部分を含めていろいろ煮詰めていけば定期開催はできるのかなという形で消



防側としては考えております。以上です。

管理者（瑞慶覧長敏）

仲間光枝議員の提案にお答えいたします。職員と議員の意見交換会があってもいいんじゃないかということです。私もそのとおりだと思っております。今回、去年問題になった元々の原因は職場内の風通しが悪かったのではないかと、今日は非常に風通しがいい中で我々やっているんですけども、やはり水にしても、風にしても通っていかないと淀んでしまうと、そういうのが大きな原因だったのではないかなと思っておりますので、そういう意味では風通しするためにも積極的に情報交換して、意見交換してやっていく姿勢があってはじめて、この組織もまた一段上の方にいけるのではないかなと思っておりますので、ご提案、本当に有難うございます。

副管理者（新垣安弘）

いま管理者の答弁がありましたように、そういう方向で島尻消防組合全体がいい方向に行くようであれば、そこもまた一考の余地はあるかなと思っております。

消防長（屋比久 学）

私も風通しのいい職場づくりのためにいま努力しているところであります。また、消防は階級制度の規律の保持も勿論のことですけど、一人一人の職員の人格を大切にして、風通しのいい職場づくりに努力していきたいと考えております。また、当組合においては任意団体である島尻消防協議会がございまして、約50名から60名の職員が加入しております。その会長、副会長、事務局長と今月の前半に会いまして、これからどんどん意見交換会をしていこうという話を持っておりますので、今後ますます改善していきたいというふうに思っています。以上です。

4番（仲間光枝）

いずれの皆さんからも前向きなご答弁をいただきまして有難うございます。この提案の参考にしたのは、毎年8月に開催されている島尻教育事務所管内の教職員と議員の意見交換会があるんですよ。それを主催しているのが教職員組合なんですけど、昨今教員の働き方改革についての勉強会とか、講演会等が頻繁に開催されておりますが、教職員の皆さんは組合活動において労働条件、環境の改善や教育行政への提言等を行って、陳情・要望書等を通して、自分たちの声を政治へ届けてきました。

では同じ地方公務員であるはずの消防職員の皆さんがどうしてそれをやらないんだろうかというふうに疑問を持つ方も当然いらっしゃると思います。私自身も昨年の新聞報道等がなければ、警察と消防職員には団結権がないんだよと聞いても、あー、そうなんですぐらいで特段、気にもとめていなかったのかもしれませんが。でも私は先程管理者からも言われたように、今回起こったことは、消防にそれが認められていないことによる弊害なんではないかというふうに強く思っています。地方公務員法第52条では職員が勤務条件の維持、改善を図ることを目的とする職員団体を結成、加入すること、いわゆる組合活動を認めています。

ところが、同条第5項において、わざわざ警察と消防職員だけは、それを認めませんとしているわけですね、それはなぜか。消防長の認識とご所見を伺います。

消防長（屋比久 学）

ただいまの質問にお答えいたします。地方公務員法第52条第5項により、警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件及び維持、改善を図ることを目的とし、かつ地方公共団体の当局との交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならないということで、地方公務員法で定められております。

また、世界的には団体権ですとか、団体交渉権とかも認められているところもあるわけですが、現在日本では、そこら辺は認められてないというところでありまして。それは政府において消防と警察は特殊な業務ということで、指揮命令系統が乱れるのではないかということで、そういった団体交渉権等が認められてないといういま流れでございます。また、私たち消防側としても国や政府の動向を注視していきたいというふうに考えております。以上です。

4番（仲間光枝）

1948年、ILO、いま消防長がおっしゃっていたのが国際労働機関のことだと思うんですが、そこでは結社の自由、及び団結権保護条約第87号を採択して、日本も1965年6月14日に批准しています。現在その条約を批准した国で消防職員の団結権を認めていないのは日本だけです。批准した国際法は国内法よりも上位であるとされている中、日本がその矛盾を解消しないことにILOは条約違反であるとの勧告を出し続けています。それなのに条約批准から50年以上経ったいまでも日本がそれに従わない理由、消防職員の皆さん納得しているんでしょうか。国会でもその矛盾を早急に解消すべく何度も取り上げられてきたようですが、ネットで調べて見つけたものが平成2年の第118回国会において、もう18年前です。消防職員の団結権に関する質問主意書がある議員から提出されています。その中にこういう記述があります。「消防職員に団結権を保障すると、当局と職員の間、あるいは職員相互の間に対立的な意識が生じて、常時即応の態勢に緩みが生ずるばかりでなく、消防活動の遅延等によって国民の生命、財産等が脅かされるなどというのは、前近代的な労働者蔑視の思想にとらわれた誤った議論である。団結権の保障と職場の秩序、規律の維持、消防活動の誠実、迅速な遂行とは何の関係もない地方公務員法第52条第5項を削除し、消防職員に速やかに団結権を保障すべきだと考える。」これを読みますと、政府がなかなか第5項削除に着手しないのは、消防職員の皆さんに団結権を与えると人間関係がおかしくなって、救命や災害出動にも支障が出て大変なことになるからだと政府は主張しているわけですよ。団結権を認めている他の国でもそんな例は一切ないと言いますし、そういうのは団結権が原因というより、個人の意識の問題であり、これは日本の消防組織は総じて低レベルの意識をもった人の集まりと言われているのに等しいのではないのでしょうか。本当これ読んだとき、私ですら怒りましたよ、消防の皆さんもっと怒るべきだと思います。ILO条約違反であり、

ある意味、消防蔑視の地方公務員法第52条第5項は、私は削除されるべきだと思うのですが、当の消防の皆さんはどう思っているのでしょうか、そういうことも含めざっくばらんな意見交換の場を持ちたいと思っております。ただ、そのためには消防職員の皆さんの同意と主体性が必要だと思っております。議員には4年に一度の選挙があつて、消防議員も4年で入れ替わる可能性が高いです。議員主導でもし一度くらい開催しても、それを継続していくのはかなり厳しいと思っております。

ですから、やるのであれば議員からやろうと言われたからやるのではなく、やりましょうと言えるくらいではないといけないだろうと思っております。先程消防長の方からもご紹介ありましたけれども、島尻消防組合には管理職を除く職員で構成される協議会というものが存在すると聞いています。どんな活動をされているかは知りませんが、消防内にいまある組織を使い動くのが最も現実的ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。島尻消防組合協議会主催、職員と議員の意見交換会でまずはスタートしてみる。ただ、私が判断できるものでもありませんので、そこは案として受け止めて下さい。これはいまのところ1議員の提案にすぎませんが、議会で提案されたことを対象者に周知をするのは出席者の責務です。この提案が全職員に共有され、みなでどうするかをきちんと考えてもらえるよう管理職の皆さんにはお願いをしておきます。私のここまでの話を聞いてのご所見を再度消防長、管理者、副管理者にお伺いをしまして次の質問へまいります。

消防長（屋比久 学）

繰り返しになりますけれども、私たちも新聞報道による近隣消防、及び地域住民の方々に信頼を失墜する行為となって、信頼回復に向けて現在努力しているところであります。消防協議会、任意の団体ではありますけど、消防協議会と連携しながら、どういうふうに島尻消防を立て直していくのか、地域住民の信頼を勝ち取っていくのかというふうに活動してまいりたいと思っております。以上です。

管理者（瑞慶覧長敏）

先程も申し上げましたとおり、風通しをいかにしてよくするかということだと思っておりますので、ただいまのご提案に対しても積極的にやっていきたいと思っておりますし、また、島尻消防の中だけではなくて、他の消防とも意見交換をしたりとか、そういったこともできるのではないかなと思っております。以上です。

副管理者（新垣安弘）

日本の消防組織というのは、他の国に比べてそれなりにしっかりとした消防組織として運営はされているのではないかなと思っております。そういう中でいま議員ご指摘のような問題があれば、そこはまた国会の方で広く議論がなされるべきかなというふうに思っております。また、島尻消防組合も今後本当に市民、町民の皆さんにとって喜ばれる信頼される消防組織になるように、そこはまたお互い一緒に前向きに改革すべきところは改革し、守るべきところは守っていくような方向で取り組みがなされていけばいいのかなというふうに思っております。

おります。よろしくお願いいたします。

4 番（仲間光枝）

それでは二つ目の質問の答弁をよろしくお願いいたします。

総務課長（當銘直之）

仲間議員の二つ目の質問にお答えします。現在、当組合ホームページがあるんですけど、作成されているのも最小限のもので、現在、議事録等を載せるような容量が正直ないものですから、前年度ぐらいからホームページのリニューアルを考えておりまして、そこでそういった議事録等をしっかり載せられるようなボリュームのあるホームページを作成していこうといま考えております。以上です。

4 番（仲間光枝）

有難うございます。サーバーの容量の問題というふうにおっしゃっているのか、ちょっとよくわからないんですけども、議事録、確かにボリュームは大きくなりますけど、PDF 化すれば、そんなに重たくないですよ。なのでそこまで容量を使うとは思えないわけですけど、それも今後検討していくという答弁というふうに捉えてますので、よろしくお願いいたします。ホームページ公開、私最初は市民、町民の知る権利というふうに申し上げましたけれども、最初の質問をしているうちに、これって市民、町民もさることながら、本当は職員の皆さんにとっても必要なのではないかなというふうに思っています。先程議会でのことというのは職員にも周知するのが必要ですよと言いましたけれども、ホームページに議事録さえしていればホームページの議事録を見てというだけで終わると思いますので、今後も前向きに検討をお願いします。

現在、私たちには議会ごとにしばらくたってから議事録が届けられていますけれども、職員の皆さんも同様に事後議事録が自由に閲覧できるような状況にあるのかないのかをお願いします。

総務課長（當銘直之）

議会終了後、議事録を作成した後はパソコンの中で共有ホルダーというのがありますので、その中に載せて職員の方は閲覧できるような状態にしております。以上です。

4 番（仲間光枝）

なるほど、共有ホルダーの中で議事録を職員の皆さんに共有できているということは、先程言ったホームページ公開云々というのは、職員にはあまり関係ないということですね、もう共有できている状況にあるわけですから、それは理解しました。いまの質問からは少し離れますけれども、私がまだ消防議員ではなかった頃にある市民から消防活動について質問されるようお願いされたんです。それをご存じの管理職、職員の皆さんも何人かいらっしゃると思いますが、私その時に消防議員ではないですから、消防議員にお願いして下さいと、そしてどこで質問するんですかと言ったら、消防議会での議論は市民にはわからないから市議会でやってと言われたんです。市議会のできるんだと思ってやったのが経緯なんですけれ

ども、いまだったらそのことがよく理解できるんですね。なぜかという、議事録も公開されてないから、だから島尻消防組合の議会というのは、私たちも含めてですけれども、住民にも職員にも開かれたものにはなっていないなあと、それを伝える努力を怠っているなあとというふうに感じています。先程言ったようにボリュームはあるけれども、PDF化するとそんなに重たいものではないので、これはやろうと思えばすぐにできることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に今回の二つの質問に関連してまとめます。真摯に受け止める。それは指摘に対して誠実に正面から向き合い、その後の対処について責任をもつという意思表示です。昨年の出来事については真摯に受け止めると管理者も管理職も異口同音に発言されていました。その言葉が本当かどうか注目している人は少なからずいます。閉鎖的旧態依然と揶揄される現状を変えるためによいと思うことはやってみましょう。勿論、消防議員である私たちもその一端を担わなければならないと思ひています。

最後に消防長の思ひ、今後の意気込みをお伺ひして、私の今回の質問を終わります。

消防長（屋比久 学）

ただいまの質問にお答ひいたします。私は去年の4月に消防長を拝命いたしましてまだ1年にはなっておりません。次長兼庶務課長時代からハラスメント関係に携わってきました。その前は会計管理者兼会計課長を3年間やっていて、消防から3年間離れていました。また、会計管理者、会計課長3年間終了後、消防の方に戻って来たんですけど、やはりハラスメントが蔓延しているなというところを感じておりますので、若干組織内にいる消防職員とはちょっと違った視点をもっているのかなというふうに私自身は感じています。その点でも4月1日、拝命のときにもハラスメント防止宣言であったり、毎月の通常点検の訓示においては働きやすい職場づくりと階級制度による規律の保持ということをやっていると申し上げてまいりました。これからも私が定年するまでずっと言い続けるところでありますので、改善に向けて現在努力しているところであります。以上です。

議長（本村 繁）

次、3番米増雄二議員。

3番（米増雄二）

では通告に従って一般質問します。1. 焼却炉について。今月、八重瀬町内の家電回収業者で火事がありました。島尻消防組合隊員の対応で惨事にならず、鎮火をしたと聞きました。当該事業者には、焼却炉があり、役場の許可を得ずに、焼却をしていたと聞きました。一般業者が焼却施設を設置する際の、申請方法と当組合の関わりを伺う。

2. 隊員（職員）数について。八重瀬町と南城市共に世帯数、人口と増加をしております。増加することで当組合の出動も増加していると思ひます。当組合隊員（職員）数は、十分か伺う。よろしくお願ひします。

予防課長（城間 功）

ただいまの米増議員の質問その1. 焼却炉を設置する際、申請方法と当組合の関わりについてということでお答えいたします。焼却施設の焼却炉の設置において当組合火災予防条例規制の中で設備又は使用の際、届け出義務が発生いたします。但し、焼却施設の据え付け面積が2平方メートル以上の設備について設置する前に届出書を提出してもらい、消防側が確認検査後、届け出を受理するという関わりがありますが、当該火災現場に設置されている焼却炉については条例規制対象外でありました。そこで当組合としては設備（焼却炉）を定期的に点検メンテナンス等を行うよう指導していたところであります。以上です。

3番（米増雄二）

ちょっとこの質問を出した後に確認をしたんですけれども、役場にも大きさによって申請をする必要がないというふうに聞きました。今月起きた八重瀬町管内の事業者においても報告をする義務のない焼却炉だったというふうに聞きました。ただ、ダイオキシンを撒かないようにとか、焼却炉メーカーでおそらくそれを担保した焼却炉があると、それをメンテナンスをしてやっていくよというところだと思うんですけれども、この焼却炉を販売しているメーカーとかあると思うんですけれども、そこと例えば連携をして、どこにこういう焼却炉を売っている。ちゃんとメンテナンスをしているとかというような意見交換とか、情報共有とかはやっているのかどうか確認したいと思います。

予防課長（城間 功）

いまのところ焼却炉設置については設備業者さんが届け出を出した時点で、当消防の方で確認は取るようにしているんですけれども、届け出義務がない施設に関して出てきた場合、業者メーカーさんとの共有というのはまだできてない状況であります。以上です。

3番（米増雄二）

であれば病気も火災も予防が大事だと思いますので、今回火事が起きたときにもやはりメンテナンスをしてなくて火の粉が飛んで火災に至ったと、隣には施設があって、たまたま風向きによって広がらなかったというふうに聞きました。知り合いが動画を撮っていたので、それを見たんですけど、結構燃えていたと思うんですね。また、冷蔵庫とか、家電があるところでしたので、小規模の爆発もあったというふうに聞きました。今回はいろんな奇跡が重なって皆さん隊員の迅速な対応で惨事にならなかったというのは幸運だったかもしれないです。ただ、風向きがもし違っていたら他のところにも迷惑がかかるというところもありますので、予防という意味でいまメーカーと情報を共有して、おそらくそこまで多くはないと思うので、ぜひ販売をしたところにはメンテナンスをしているかどうかとか、一度消防の方から顔を出すだけでも抑止にもつながると思いますので、そこはやっていただけないかなと思うんですけれども、今後検討していただきたいなと思いますけど、いかがですか。

予防課長（城間 功）

ただいま米増議員の方からもありましたように、これから設置されている業者を対象にそういうのを共有しながらメーカーさんとも連絡を取りながらやっていきたいと思っております。

ます。以上です。

3番（米増雄二）

よろしく申し上げます。では2番目の質問ですけど、先程同僚議員の新里議員がやりましたので有難うございました。僕から聞くことも殆ど新里議員の方から議論はされましたので、ほぼほぼないのかなと思うんですけども、適正化ということで令和4年までにしっかり取り組んでいくよというところになってきていると思います。適正化にするためには令和4年までに当組合で9名人材を入れると適正化するという認識でよろしいですか。

総務課長（當銘直之）

先程9名増員ということがありますが、その根拠につきましては現在島尻消防の充足率が73%と、これは本来100%にもっていくためには130名という人数が必要なんですけど、正直厳しい部分もあると思いますので、全国平均の77.4%を目安に9名増員ということで考えております。以上です。

3番（米増雄二）

実際いまでもかしくも人手不足だと、僕も日頃ドコモショップに勤めていますけれども、人手不足で従業員が少ないと、ドコモショップというのは女性のショップですけれども、人手が少ないとみんなイライラすることもあると思うので、かといって募集をしてもなかなか来ないと、ドコモショップだけではなくて、どこの職種を聞いてもそういうふうに聞きますので、実際、募集ではないと思うんですけども、2年間で9名というのは可能な数字なんでしょうか。

総務課長（當銘直之）

先程管理者からも話がありましたとおり、9名という人数でいけば可能だとは思いますが、どうしても財政面でだいぶ負担がかかりますので、そこら辺は調整して今年も構成市町の財政課に適正化計画を説明して行って、令和4年の具志頭出張所ができる頃には9名にもっていければいいかなという形でやっていきたいと思います。以上です。

3番（米増雄二）

わかりました。財政があれば可能だという認識でいいということですね、他の職種は給料を上げててもなかなか来ないというところもありますので、管理者の方、お金があれば人は集められるということですので、ぜひ南城市、八重瀬町もそうですけれども、やはり厳しいのは十分わかりますけれども、町民、市民の財産を守るという観点からも人員増というところは免れないのかなと、ぜひやっていかないといけないのかなというところもありますので、ぜひ私からもそこはお願いをして、早いですけど一般質問を終わります。有難うございました。

議長（本村 繁）

これで一般質問を終了致します。

本定例会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を

要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回島尻消防組合2月定例会を閉会致します。